

平成21年10月支給分の公的年金から、 村・県民税を天引きする制度 (特別徴収制度)が開始されます

従来、公的年金にかかる村・県民税の納付については、年4回の期割で、役場又は口座振替で納めていただく普通徴収により行っていました。地方税法が改正されたことにより、平成21年10月からは年金支給時に村・県民税を天引きさせていただきます。特別徴収制度が開始されることになりました。

※公的年金とは、老齢基礎年金等の老齢又は退職を支給事由とする年金で、国民年金、厚生年金、共済年金等をさします。

■特別徴収の対象となる方

次の要件を全て備えている方が対象です。

○前年中に公的年金等の支払いを受けていること

○当該年度分の老齢基礎年金等の年額が18万円以上であること

○当該年度の4月1日に65歳以上となっていること

○介護保険料が年金から天引きされていること

■特別徴収の対象となる年金

年金

国民年金法に基づく老齢基礎年金等で、年額18万円以上の年金

■特別徴収の対象となる村・県民税額

村・県民税額

○公的年金等に係る所得割額と均等割額が天引きになります。なお、公的年金等以外に給与所得や事業所得など他の所得がある場合は、

これらに係る所得割額及び均等割額は給与からの特別徴収、又は自分で納付する普通徴収となります。

■特別徴収の方法

年6回の公的年金支払時に、社会保険庁等が特別徴収(村・県民税の天引き)を行い、翌月10日までに村に納入します。なお、新たに特別徴収になる方と特別徴収2年目以降の方では、徴収方法が異なります。

①特別徴収 初年度(初めて天引きされる年度)

年度の前半(普通徴収)

公的年金等に係る村・県民税の半分を2回に分けて、6月、8月に普通徴収(個人で役場又は口座振替で納める方法)により納付

年度の後半(特別徴収)

残りの半分を3回に分けて、10月、12月、2月の年金支給時に特別徴収により徴収

②特別徴収 2年目以降(前年度から継続して天引きされる年度)

年度の前半(仮特別徴収)

前年度後半の特別徴収税額を3回に分けて、4月、6月、8月に特別徴収

年度の後半(本特別徴収)

年税額から仮徴収額を引いた残りの税額を3回に分けて、10月、12月、2月の年金支給時に特別徴収により徴収

※初年度と次年度の徴収例は、次ページをご覧ください。

(徴収例)

① 【初年度】 (平成21年度は全ての対象者がこの徴収方法になります)

－収入が公的年金のみで、平成21年度の村・県民税が30,000円の場合－

初年度 (平成21年度)				
普通徴収		特別徴収		
6月	8月	10月	12月	2月
7,500円 年税額の 4分の1	7,500円 年税額の 4分の1	5,000円 年税額の 6分の1	5,000円 年税額の 6分の1	5,000円 年税額の 6分の1
年税額の半分 (15,000円) を 2回に分けて納付		年税額の残り半分 (15,000円) を3回に分けて 徴収		

普通徴収15,000円 + 特別徴収15,000円 = 30,000円

② 【平成22年度】

－収入が公的年金のみで、平成22年度の村・県民税が24,000円の場合－

2年目 (平成22年度)					
特別徴収 (仮徴収)			特別徴収 (本徴収)		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
5,000円 初年度年税額 の6分の1	5,000円 初年度年税額 の6分の1	5,000円 初年度年税額 の6分の1	3,000円 年税額－仮徴 収の3分の1	3,000円 年税額－仮徴 収の3分の1	3,000円 年税額－仮徴 収の3分の1
前年度の10月、12月、2月で徴収された 額と同じ金額を特別徴収			年税額 (24,000円) から仮徴収で特別徴 収した額を差し引いた額 (9,000円) を、 3回に分けて徴収		

**特別徴収 (仮徴収) 15,000円 +
特別徴収 (本徴収) 9,000円 = 24,000円**

(西粟倉村役場 総務企画課)